

## (2)教育・保育の一体的提供

平成 26 年 7 月に策定された「西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針」に基づき、教育・保育の一体的提供を行っていきます。

就学前教育・保育の推進に関する基本方針（平成 26 年 7 月）

<p>本市における就学前教育・保育は、以下の方針に基づいて推進する。</p> <p>(1) 法人・民営化による認定こども園化を推進する。</p> <p>(2) 認定こども園化に向けて、施設建設等に伴う補助金制度を創設する。</p> <p>(3) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」に定める 3～5 歳児について教育を行う。</p> <p>(4) 認定こども園化された施設の職員の指導力の向上を図るための研修を保障する。</p>
---

※本項は、本計画において「必須事項」となっており、上記の方針の他、「西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針」に記述された内容をベースに、国の示す事項に応じた表記を行います。

## (3)教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」

### ■ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳：幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	認定こども園、幼稚園
2号	3-5歳：保育の必要性あり	認定こども園、幼稚園、保育所
3号	0-2歳：保育の必要性あり	認定こども園、保育所、地域型保育事業